

議 案 第 17 号

松戸市北山会館条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市北山会館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年8月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

北山市民会館の和室の一部洋室化に伴い、部屋の名称を変更するため。

松戸市北山会館条例の一部を改正する条例

松戸市北山会館条例（昭和49年松戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大和室」を「第3洋室」に改める。

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。